

公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程第4条第8号第1項に基づく
大学院長期履修学生の授業料等減免取扱要綱

制 定 平成21年4月1日
最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程」第4条第1項第8号および「横浜市立大学大学院長期履修学生規程（以下「規程」という。）」に基づく授業料等の減免実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 規程第1条に規定する大学院長期履修学生についての授業料等の減免は、この要綱の定めるところによる。

(減免の対象となる期間)

第2条 減免の対象となる期間は、長期履修期間のうち、横浜市立大学大学院学則第7条各項に規定する修業年限を超えた期間とする。

(減免する授業料の額)

第3条 授業料の減免額は、授業料の8割相当額とする。

(減免の申請及び許可)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、理事長に対し、減免適用年度前に授業料等減免申請書（様式1）を提出するものとする。

2 理事長は、減免を許可する者を決定し、減免の可否について申請者に通知する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程第4条第8号第1項
に基づく大学院長期履修学生の授業料等減免申請書

_____年_____月_____日

公立大学法人 横浜市立大学理事長 殿

学籍番号

本人氏名

本人住所

本人生年月日

次のとおり、授業料等の減免を申請いたします。

(研究科)

(適用規定)

1 大学院長期履修学生

(公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規則第4条第8号第1項に基づく大学院長期履修学生の授業料減免取扱要綱第3条)

(減免対象授業料等)

授業料

(減免対象期間)

年 月 日から 年 月 日まで

(その他特記事項)